

乙第1号議案から
乙第15号議案まで
認定第1号から
認定第24号まで

令和6年第3回沖縄県議会(定例会)議案

(その2)

令和6年9月25日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	4
乙第3号議案	工事請負契約について	6
乙第4号議案	工事請負契約について	7
乙第5号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	8
乙第6号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	9
乙第7号議案	車両損傷事故に関する和解等について	10
乙第8号議案	車両損傷事故に関する和解等について	12
乙第9号議案	車両損傷事故に関する和解等について	14
乙第10号議案	車両損傷事故に関する和解等について	16
乙第11号議案	車両損傷事故に関する和解等について	18
乙第12号議案	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	20
乙第13号議案	県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について	28
乙第14号議案	令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	31
乙第15号議案	沖縄県収用委員会委員の任命について	32
認定第1号	令和5年度沖縄県一般会計決算の認定について	33
認定第2号	令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	34
認定第3号	令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	35
認定第4号	令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	36
認定第5号	令和5年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	37

目 次

議案番号	議案名	ページ
認定第6号	令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	38
認定第7号	令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	39
認定第8号	令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	40
認定第9号	令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	41
認定第10号	令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	42
認定第11号	令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	43
認定第12号	令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	44
認定第13号	令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	45
認定第14号	令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	46
認定第15号	令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	47
認定第16号	令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	48
認定第17号	令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	49
認定第18号	令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	50
認定第19号	令和5年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	51
認定第20号	令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	52
認定第21号	令和5年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	53
認定第22号	令和5年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	54
認定第23号	令和5年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	55
認定第24号	令和5年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について	56

乙第1号議案

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中

「	洗い場		1時間につき	990円	を
	漆芸	素地室及び下地・加飾室	1時間につき	1,300円	
		上塗り室	1時間につき	170円	

「	洗い場		1区画1時間につき	240円	に、
	漆芸	素地室	1時間につき	1,020円	
		下地・加飾室	1時間につき	280円	
		上塗り室	1時間につき	170円	

「	多目的室	1号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,120円	を
			その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円	
	2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,250円		
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,500円		

		場合		
	3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,280円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,560円

多目的室	1号室、2号室及び3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,120円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円

企画展示室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1日につき	4,350円
	その他の催物に利用する場合	1日につき	8,700円

展示室	1号室及び2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室1日につき	4,350円
		その他の催物に利用する場合	1室1日につき	8,700円

める。

別表備考に次のように加える。

- 4 「半日」とは、午前9時から午後1時30分まで又は午後1時30分から午後6時までをいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月25日提出

理 由

おきなわ工芸の杜^{もり}の利便性の向上を図るため、洗い場の利用に係る料金の基準額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第2号議案

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

その他の施設及び材料等の使用料		局長が別に定める額	を
選定療養に係る後発医薬品のある新医薬品等の調剤料 その他の施設及び材料等の使用料	1回につき	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）の薬価から当該新医薬品等の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額 局長が別に定める額	に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部が改正され、患者自らの選択に係る後発医薬品のある新医薬品等の調剤の費用を患者から徴収することとされたことに伴い、当該新医薬品等の調剤料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

工事請負契約について

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1－P6・南）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1－P6・南）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,381,050,000円
- 4 契約の相手方 福岡県福岡市博多区上呉服町10番1号
三井住友建設・太田建設・テックサービス特定建設工事共同企業体
代表者 三井住友建設株式会社九州支店 支店長 長谷川弘明
太田建設株式会社 代表取締役 太田秀吉
テックサービス株式会社 代表取締役 仲宗根基

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1－P6・南）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第4号議案

工事請負契約について

中城御殿御内原エリア新築工事（建築）について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 中城御殿御内原エリア新築工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金額 1,089,000,000円
- 4 契約の相手方 那覇市小禄1丁目12番29号
株式会社南山開発・株式会社金城組・有限会社辰雄建設特定建設工事
共同企業体
代表者 株式会社南山開発 代表取締役 浦崎ひとみ
株式会社金城組 代表取締役 金城永真
有限会社辰雄建設 代表取締役 安里繭子

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

中城御殿御内原エリア新築工事（建築）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第5号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和5年第4回沖縄県議会（定例会）で乙第8号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「828,465,000円」を「843,392,000円」に変更する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

宜野湾警察署新庁舎改築工事（建築1工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第6号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和5年第4回沖縄県議会（定例会）で乙第9号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「920,148,675円」を「933,183,675円」に変更する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

宜野湾警察署新庁舎改築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 石垣漁港臨港道路上のくぼみによる車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED] [REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和6年6月16日
- 4 事故発生場所 石垣市新栄町79番地1先石垣漁港臨港道路上
- 5 損害賠償額 7,700円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、石垣漁港臨港道路上のくぼみによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額7,700円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道那覇北中城線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和6年1月3日
- 4 事故発生場所 那覇市首里鳥堀町4丁目7番地2先県道那覇北中城線上
- 5 損害賠償額 541,159円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、県道那覇北中城線に県が設置した樹木による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額541,159円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が道路賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、中城湾港西原与那原地区臨港道路1号線に県が設置した集水ますによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る集水ますの管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額98,900円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 宜野湾警察署仮設庁舎出入口に県が設置したマットが風で飛ばされたことによる車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED] [REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和5年12月21日
- 4 事故発生場所 宜野湾市大山七丁目2770番7 宜野湾警察署構内
- 5 損害賠償額 108,985円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、宜野湾警察署仮設庁舎出入口に県が設置したマットが風で飛ばされたことによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係るマットの設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額108,985円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

県営土地改良事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求める。

事業名	関係市町村名	地区名 (工種)	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合(%)
水利施設整備事業	伊平屋村	伊平屋北部2期 (畑地かんがい) 農家負担対象外	40,000,000	1,800,000	4.50
			40,000,000	1,800,000	
			40,000,000	1,800,000	
	伊是名村	伊是名東部第2 (畑地かんがい) 農家負担対象外	263,000,000	11,835,000	4.50
			263,000,000	11,835,000	
			263,000,000	11,835,000	
		伊是名中部 (畑地かんがい) 農家負担対象外	154,000,000	6,930,000	4.50
			154,000,000	6,930,000	
			154,000,000	6,930,000	
	伊江村	伊江東部 (畑地かんがい) 農家負担対象外	50,000,000	2,250,000	4.50
			50,000,000	2,250,000	
			50,000,000	2,250,000	
ミースィ・唐小堀 (畑地かんがい) 農家負担対象外		59,000,000	2,655,000	4.50	
		59,000,000	2,655,000		
真謝・真西 (畑地かんがい) 農家負担対象外	57,000,000	2,565,000	4.50		
伊江西部 (畑地かんがい)	0	0			

	農家負担対象外	0	0	4.50	
うるま市	津 堅	230,000,000	10,350,000	4.50	
	(畑地かんがい)	230,000,000	10,350,000		
	農家負担対象外	230,000,000	10,350,000		
南 城 市	中 山 ・ 志 堅 原	31,000,000	2,790,000	4.50	
	(畑地かんがい)	31,000,000	2,790,000		
	農家負担対象	0	0		
	農家負担対象外	31,000,000	2,790,000		
	雄 樋 川 2 期	175,000,000	15,750,000		4.50
	(畑地かんがい)	175,000,000	15,750,000		
農家負担対象	0	0			
農家負担対象外	175,000,000	15,750,000	9.00		
糸 満 市	真 壁 南	129,000,000	11,610,000	9.00	
	(畑地かんがい)	129,000,000	11,610,000		
	農家負担対象外	129,000,000	11,610,000		
久米島町	銭 田	80,000,000	3,600,000	4.50	
	(畑地かんがい)	80,000,000	3,600,000		
	農家負担対象外	80,000,000	3,600,000		
北大東村	幕 内 3 期	133,000,000	5,985,000	2.50	
	(畑地かんがい)	133,000,000	5,985,000		
	農家負担対象	0	0		
	農家負担対象外	133,000,000	5,985,000		
	南 振	51,000,000	2,295,000		2.50
	(畑地かんがい)	51,000,000	2,295,000		
農家負担対象	0	0			
農家負担対象外	51,000,000	2,295,000	4.50		
南大東村	旧 東 第 2	341,000,000	15,345,000	4.50	
	(畑地かんがい)	341,000,000	15,345,000		
	農家負担対象	0	0		
	農家負担対象外	341,000,000	15,345,000		
	旧 東 第 3	65,000,000	2,925,000		

	(畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	65,000,000 0 65,000,000	2,925,000 0 2,925,000	4.50	
	城間第2 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	120,000,000 120,000,000 0 120,000,000	5,400,000 5,400,000 0 5,400,000	4.50	
宮古島市	西中底原 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象	293,000,000 21,000,000 11,000,000 10,000,000 272,000,000 272,000,000	10,245,000 725,000 275,000 450,000 9,520,000 9,520,000	2.50 4.50 3.50	
	下南 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	100,000,000 100,000,000 80,000,000 20,000,000	2,900,000 2,900,000 2,000,000 900,000	2.50 4.50	
	真良瀬嶺 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	103,000,000 103,000,000 50,000,000 53,000,000	3,635,000 3,635,000 1,250,000 2,385,000	2.50 4.50	
	魚口 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	10,000,000 10,000,000 9,000,000 1,000,000	270,000 270,000 225,000 45,000	2.50 4.50	
	前原 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	60,000,000 60,000,000 0 60,000,000	2,700,000 2,700,000 0 2,700,000	2.50 4.50	
	石垣市	大座 (畑地かんがい) 農家負担対象外	138,000,000 138,000,000 138,000,000	6,210,000 6,210,000 6,210,000	4.50

		大 浜 (畑地かんがい) 農家負担対象外	40,000,000 40,000,000 40,000,000	1,800,000 1,800,000 1,800,000	4.50
		大 里 ・ 星 野 (畑地かんがい) 農家負担対象外	151,000,000 151,000,000 151,000,000	6,795,000 6,795,000 6,795,000	4.50
		磯 辺 第 1 (畑地かんがい) 農家負担対象外	45,000,000 45,000,000 45,000,000	2,025,000 2,025,000 2,025,000	4.50
	竹 富 町	上 原 1 期 (畑地かんがい) 農家負担対象外	80,000,000 80,000,000 80,000,000	3,600,000 3,600,000 3,600,000	4.50
	合 計		2,998,000,000	144,265,000	
農地整備事業	伊 江 村	ミナト・ヨサシ原 (区画整理) 農家負担対象外	60,000,000 60,000,000 60,000,000	5,100,000 5,100,000 5,100,000	8.50
	読 谷 村	瀬 名 波 (区画整理) 農家負担対象	390,000,000 390,000,000 390,000,000	35,100,000 35,100,000 35,100,000	9.00
		(畑地かんがい) 農家負担対象	0 0	0 0	9.00
	南 城 市	吉 富 (畑地かんがい) 農家負担対象	130,000,000 130,000,000 0	13,650,000 13,650,000 0	6.00
		農家負担対象外 (農 道) 農家負担対象外	130,000,000 0 0	13,650,000 0 0	10.50 10.50
	糸 満 市	喜 屋 武 第 3 (区画整理) 農家負担対象	25,000,000 25,000,000 25,000,000	1,887,500 1,887,500 1,887,500	7.55
		(畑地かんがい) 農家負担対象外	0 0	0 0	10.50

	福地第1 (区画整理) 農家負担対象 (畑地かんがい) 農家負担対象外	175,000,000 100,000,000 100,000,000 75,000,000 75,000,000	15,425,000 7,550,000 7,550,000 7,875,000 7,875,000	7.55 10.50
	真壁東第2 (区画整理) 農家負担対象 (畑地かんがい) 農家負担対象外	181,804,000 181,804,000 181,804,000 0 0	13,726,202 13,726,202 13,726,202 0 0	7.55 10.50
宮古島市	下南 (区画整理) 農家負担対象	40,000,000 40,000,000 40,000,000	3,000,000 3,000,000 3,000,000	7.50
	真良瀬嶺 (区画整理) 農家負担対象	20,000,000 20,000,000 20,000,000	1,500,000 1,500,000 1,500,000	7.50
	前原 (区画整理) 農家負担対象	20,668,000 20,668,000 20,668,000	1,550,100 1,550,100 1,550,100	7.50
	上区東 (区画整理) 農家負担対象	4,695,000 4,695,000 4,695,000	352,125 352,125 352,125	7.50
	佐事川 (区画整理) 農家負担対象	188,000,000 188,000,000 188,000,000	14,100,000 14,100,000 14,100,000	7.50
	西原第4 (区画整理) 農家負担対象	140,000,000 140,000,000 140,000,000	10,500,000 10,500,000 10,500,000	7.50
	宮積 (区画整理) 農家負担対象	240,000,000 240,000,000 240,000,000	18,000,000 18,000,000 18,000,000	7.50

	長 北 (区画整理) 農家負担対象	115,000,000 115,000,000 115,000,000	8,625,000 8,625,000 8,625,000	7.50
	ツ シ フ グ (区画整理) 農家負担対象	115,000,000 115,000,000 115,000,000	8,625,000 8,625,000 8,625,000	7.50
	高 阿 良 後 (区画整理) 農家負担対象	130,000,000 130,000,000 130,000,000	9,750,000 9,750,000 9,750,000	7.50
	屋 敷 原 (区画整理) 農家負担対象	75,333,000 75,333,000 75,333,000	5,649,975 5,649,975 5,649,975	7.50
	稲 福 (区画整理) 農家負担対象	60,000,000 60,000,000 60,000,000	4,500,000 4,500,000 4,500,000	7.50
多良間村	種 子 川 (区画整理) 農家負担対象	274,000,000 274,000,000 274,000,000	21,920,000 21,920,000 21,920,000	8.00
	安 嘉 応 原 (区画整理) 農家負担対象	10,000,000 10,000,000 10,000,000	800,000 800,000 800,000	8.00
石垣市	大 座 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	50,000,000 50,000,000 50,000,000 0	2,250,000 2,250,000 2,250,000 0	4.50 8.50
	伊 野 田 北 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	100,000,000 100,000,000 100,000,000 0	6,500,000 6,500,000 6,500,000 0	6.50 8.50
	伊 野 田 中	150,000,000	9,750,000	

		(区画整理)	150,000,000	9,750,000		
		農家負担対象	150,000,000	9,750,000	6.50	
		農家負担対象外	0	0	8.50	
竹富町	南風田	(区画整理)	119,800,000	6,589,000		
		農家負担対象	119,800,000	6,589,000	5.50	
		農家負担対象外	0	0	8.50	
与那国町	南帆安	(区画整理)	60,000,000	5,100,000		
		農家負担対象外	60,000,000	5,100,000	8.50	
		(水田かんがい)	0	0		
		農家負担対象外	0	0	8.50	
	合 計		2,874,300,000	223,949,902		
農地保全整備 事業	南大東村	旧幕下第5	159,782,000	7,574,100		
		(農地侵食防止)	118,282,000	5,914,100		
		農家負担対象外	118,282,000	5,914,100	5.00	
		(区画整理)	41,500,000	1,660,000		
		農家負担対象	41,500,000	1,660,000	4.00	
		農家負担対象外	0	0	8.50	
	石垣市	川原	(農地侵食防止)	162,500,000	7,733,750	
			農家負担対象外	84,250,000	4,212,500	
			(畑地かんがい)	84,250,000	4,212,500	5.00
			農家負担対象外	78,250,000	3,521,250	
			農家負担対象外	78,250,000	3,521,250	4.50
		星野	(農地侵食防止)	118,884,000	8,783,820	
農家負担対象外			37,752,000	1,887,600		
(区画整理)			37,752,000	1,887,600	5.00	
農家負担対象外	81,132,000		6,896,220			
	農家負担対象外	81,132,000	6,896,220	8.50		
大里	(農地侵食防止)	4,000,000	200,000			
	農家負担対象外	4,000,000	200,000			
	農家負担対象外	4,000,000	200,000	5.00		

	合 計		445,166,000	24,291,670	
ため池等整備 事業	名 護 市	真 喜 屋	50,000,000	4,000,000	8.00
		(土砂崩壊防止)	50,000,000	4,000,000	
		農家負担対象外	50,000,000	4,000,000	
	合 計		50,000,000	4,000,000	
農業基盤整備 促進事業	大宜味村	押 川	97,617,000	8,785,530	9.00
		(農業用排水路)	97,617,000	8,785,530	
		農家負担対象外	97,617,000	8,785,530	
	合 計		97,617,000	8,785,530	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。					

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県営土地改良事業に要する費用に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について

県が行う建設事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する経費の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

事業名	関係市町村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合(%)
農地整備事業	北大東村	大池	60,000,000	5,100,000	8.50
		黒部・見張	16,000,000	1,360,000	8.50
		沖上	70,000,000	5,950,000	8.50
	合計		146,000,000	12,410,000	
水利施設整備事業	うるま市	本島中部第1	99,000,000	8,910,000	9.00
	読谷村	本島中部第1	0	0	9.00
	久米島町	具志川南部	31,750,000	2,857,500	9.00
	石垣市	大浦川	75,000,000	1,875,000	2.50
	合計		205,750,000	13,642,500	
水質保全対策事業	大宜味村	大保	97,000,000	12,125,000	12.50
	宜野座村	宜野座村第6	189,180,000	23,647,500	12.50
	伊是名村	伊是名村第2	100,000,000	10,000,000	10.00
	糸満市	糸満市第4	150,000,000	18,750,000	12.50

	石垣市	新川第4	45,000,000	4,500,000	10.00
	合計		581,180,000	69,022,500	
通作条件整備事業	石垣市	石垣2期	88,236,000	4,411,800	5.00
	合計		88,236,000	4,411,800	
農業基盤整備促進事業	うるま市	伊計第1	15,600,000	1,170,000	7.50
	読谷村	読谷第1	8,000,000	800,000	10.00
	合計		23,600,000	1,970,000	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	名護市	真喜屋	65,949,000	5,935,410	9.00
	今帰仁村	真喜屋	20,826,000	1,874,340	9.00
	伊江村	寺前	226,905,000	20,421,450	9.00
	うるま市	本島中部第2	251,000,000	22,590,000	9.00
		本島中部第3	183,800,000	16,542,000	9.00
	南城市	仲程	15,190,000	1,367,100	9.00
	南大東村	幕上東	50,200,000	4,518,000	9.00
	合計		813,870,000	73,248,300	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。					

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉城 康裕

理 由

県が行う建設事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金732,262,792円の全額を減債積立金に積み立てるものとする。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

令和5年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県収用委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県収用委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 平 敷 卓

生年月日 [REDACTED]

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

収用委員会委員1人が令和6年10月26日に任期満了するので、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定第 1 号

令和 5 年度沖縄県一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県一般会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 2 号

令和 5 年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第3号

令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第4号

令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 5 号

令和 5 年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県下地島空港特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第6号

令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第7号

令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第8号

令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第9号

令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第10号

令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第11号

令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第12号

令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第13号

令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算 の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第14号

令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第15号

令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第16号

令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第17号

令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第18号

令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第19号

令和5年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県公債管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第20号

令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第21号

令和5年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度沖縄県病院事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第22号

令和5年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度沖縄県水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第23号

令和5年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度沖縄県工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第24号

令和5年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度沖縄県流域下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

